

平成27年度 酒田市木造住宅耐震改修支援事業 ご案内



酒田市木造住宅耐震診断改修支援事業とは

木造住宅の耐震改修の促進を図り、震災時の木造住宅の倒壊等を防止し、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用の一部を助成する事業です。

対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅が補助対象となります。

- ① 一般診断法又は精密診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であった木造住宅。
- ② 耐震改修工事をする事で、改修後の上部構造評点を0.7以上とする工事。
- ③ 耐震改修工事の施工者は、酒田市内に事業所、営業所がある法人又は個人事業者であること。（山形県内に本店があること。）
- ④ 現在の住宅が建築基準法に違反していないものであること。
- ⑤ 在来の木造軸組工法、伝統工法の住宅で、2階建て以下のもの。
- ⑥ 一戸建ての住宅（店舗等を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。）
- ⑦ 平成12年5月31日以前に着工された建物であること。



補助の内容

○補助金の額は、補助対象工事費用の合計が20万円以上で、その工事費用に2分の1を乗じた額以内とし、かつ、10万円から80万円までの範囲とします。次の項目の工事内容の金額が補助金の限度額になります。

- ① 上部構造評点を1.0以上とする工事 80万円
- ② 上部構造評点を0.7以上1.0未満とする工事 60万円

○市の工事完成検査に合格した後に交付を行います。

○補助の対象となる工事費用は以下の項目に該当するものです。

- ① 耐震改修工事費
- ② 耐震改修工事を行う為に必要となる既存仕上げ等の撤去費、再仕上げ費
- ③ 耐震改修工事の設計費及び工事監理費

※ 耐震改修工事と併せて、増築工事、改築工事、現行法令に適合しない部分を適合するように是正する工事、修繕工事、模様替え工事等を行う場合の工事費用は対象になりません。

補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みをすることができます。

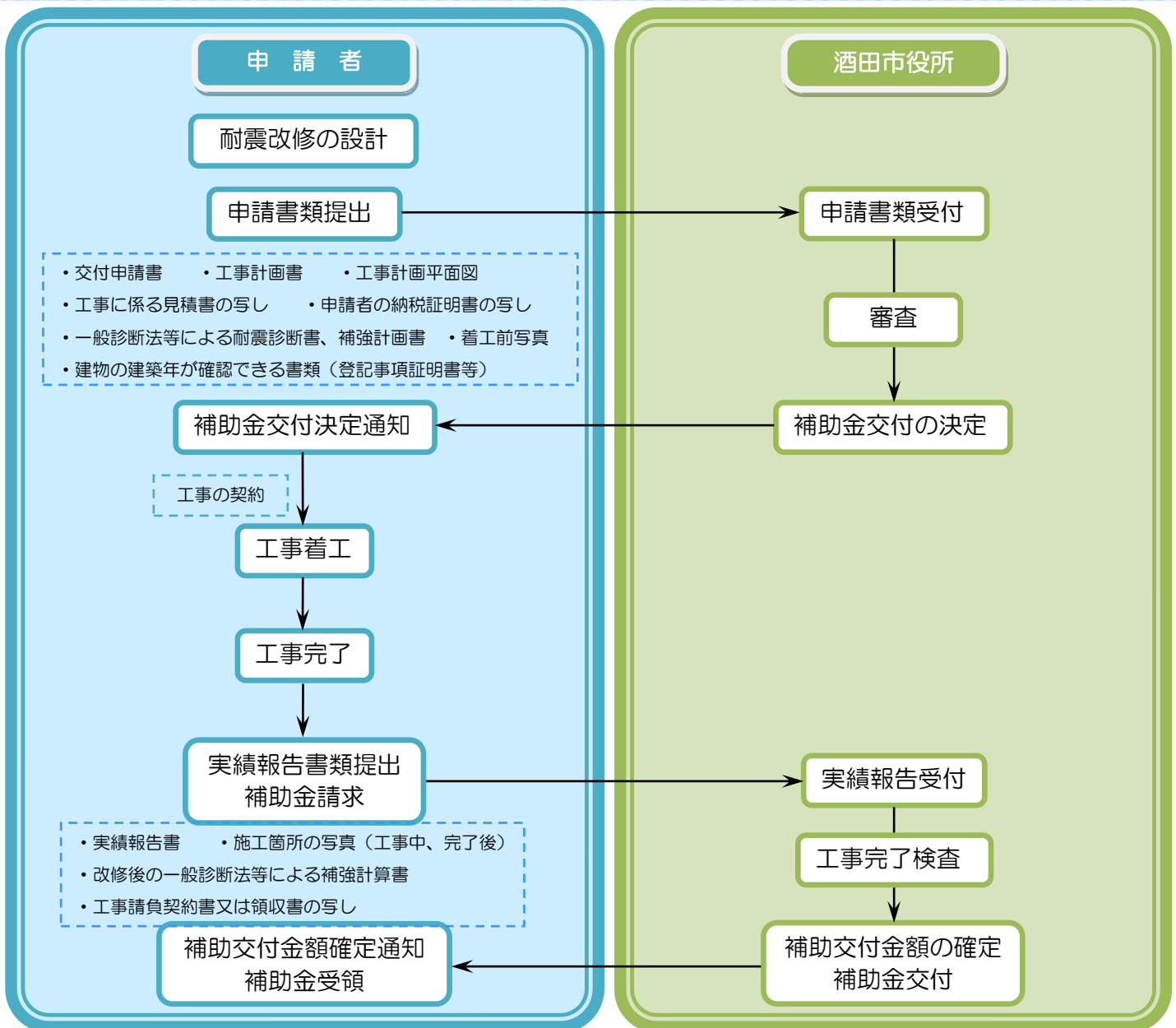
- ① 補助の対象となる住宅の所有者であること。
- ② 補助の対象となる住宅に居住していること。
- ③ 補助の対象となる工事が、市で実施している他の補助制度を利用していないこと。
- ④ 補助の対象となる住宅に関する市税等を滞納していないこと。
- ⑤ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条3号に規定する暴力団員等でないこと。



申込の方法

- 申込受付期間 6月1日（月）から先着順に受付を行い、事業枠に達した時点で締め切ります。
- 申込受付窓口 酒田市建設部建築課確認審査係（酒田市役所3階）
- 申込書類等
 - ・交付申請書 ・工事計画書 ・工事計画平面図 ・工事に係る見積書の写し
 - ・申請者の納税証明書の写し ・一般診断法等による耐震診断書、補強計画書 ・着工前写真
 - ・建物の建築年が確認できる書類（登記事項証明書等）

支援事業の流れ



お問い合わせ先

酒田市建設部建築課確認審査係(市役所3階) ☎ 26-5749

酒田市のホームページ
<http://www.city.sakata.lg.jp>